

平成 13年 5月 14日

各 位

会社名 大豊工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 福間宣雄
(コード番号 6470 東証・名証第一部)
問合せ先 経 理 部 長 杉崎康次
TEL (0565)28- 2225 (代表)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ (商法第 2 8 0 条の 1 9 に規定する新株引受権の付与)

当社は、平成 1 3 年 5 月 1 4 日開催の取締役会において、取締役および従業員に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1 . ストックオプション制度を導入する理由

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため。

2 . ストックオプション制度の概要

(1) 新株引受権の付与対象者

平成 13年 6月 26日 (火曜日)開催予定の当社第 95回定時株主総会終結の時における全取締役 17名および当社資格制度における次長以上の幹部従業員 122名の計 139名。

(2) 新株引受権の行使によって発行する株式の種類

当社額面普通株式
(ただし、当社が発行する額面普通株式を全て無額面普通株式に転換する場合は、当社無額面普通株式とする。)

(3) 新株引受権の行使によって発行する株式の数

合計 46千株を上限とする。
取締役に対し 計 18千株 (上限 15千株 /人、下限 10千株 /人)
幹部従業員に対し計 28千株 (上限 5千株 /人、下限 2千株 /人)

(4) 新株式の発行価額 (新株引受権の行使価額)

権利付与日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.025を乗じた金額 (1円未満の端数は切り上げ)または付与日の終値 (当日に終値がない場合は直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

(5) 権利行使期間

平成 1 5 年 7 月 1 日から平成 1 7 年 6 月 3 0 日まで

(6) 権利行使の条件

- 対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。
- ・退任・退職時：退任・退職による地位喪失または権利行使期間の開始のいずれか遅い方から 6 ヶ月間に限り権利行使することができる。
 - ・死 亡 時：死亡と同時に与えられた権利は失効するものとする。

その他、権利行使の条件は、今後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および対象従業員との間で締結する新株引受権付与契約に定めるものとする。

(注)上記の内容については、平成 1 3 年 6 月 2 6 日開催予定の当社株主総会において、定款変更および新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以上